

## ○交通死亡事故抑止市町村に対する顕彰要領について

(平成8年11月1日岩交企発第371号警察本部長)

[沿革] 平成11年2月岩交企発第28号、12年6月岩交企発第133号、18年3月岩交企第150号、23年9月岩交企第233号、25年12月岩交企第647号、29年3月岩交企第176号改正

別添

交通死亡事故抑止市町村に対する顕彰要領

(目的)

第1 この要領は、積極的な交通安全活動の推進と地域住民の交通安全意識の高揚を図り、交通死亡事故（高速道路交通警察隊が管轄する道路で発生したもの及び事故発生後24時間を経過して死亡したものを除く。以下同じ。）の発生を継続して抑止した市町村を顕彰し、もって関係機関・団体等による活動の一層の促進を図ることを目的とする。

(顕彰の基準)

第2 顕彰の基準は、別紙のとおりとする。

2 顕彰に係る抑止期間の起算日は、交通死亡事故の発生日の翌日とする。

(顕彰の実施)

第3 本部長は、顕彰の基準に達した市町村に対し顕彰を実施する。

(副賞)

第4 顕彰には、副賞として、記念品を添えることができる。

(顕彰の方法)

第5 顕彰は、本部長、交通部幹部又は警察署長が、市町村に赴いて実施する。

(顕彰の事務)

第6 顕彰に係る事務は、交通企画課において処理する。

(その他)

第7 その他必要な事項については、その都度定める。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正前の要領による顕彰基準が「1年」、本要領で「9か月」となる市のうち、施行日に交通死亡事故抑止を継続しており、本要領の顕彰基準を満たす市については、1回目の顕彰に限り、改正前の要領による顕彰基準によるものとし、さらに継続しての2回目以降の顕彰については、直近の交通死亡事故発生日の翌日から「9か月」となる日を起算日として、以後9か月ごとに顕彰するものとする。

頭 章 基 準

区 分	市 町 村 名	基 準	
A	盛岡市 花巻市 北上市 奥州市 一関市	6 か月	以後 6 か月ごと
B	滝沢市 八幡平市 大陸前高田市 遠野市 釜石市 宮古市 久慈市 二戸市 紫波町 矢野町	9 か月	以後 9 か月ごと
C	雫石町 岩手町 葛巻町 西和賀町 金ケ崎町 平泉町 住田町 大山槌町 岩田町 洋野町 一戸町 軽米町 田畑村 野田村 普代村 九戸村	1 年	以後 1 年ごと